

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	遠隔医療に関する診療報酬等の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>遠隔診療を行うにあたって、医師対医師のケースに関しては診療報酬の上乗せ等がなされているが、医師対患者のケースは診療報酬の対象にならない状況にある。</p> <p>また、治療行為以外の遠隔医療は国民の健康維持や病気の予防による医療費削減効果が見込まれるため、普及を促進すべきものと考え、</p> <p>(1) TV 電話通信等を用いた予防・健康相談等は診療報酬の対象にならない</p> <p>(2) (1) に用いる設備維持費についても診療報酬の対象とならないなど医療機関が遠隔医療を行うインセンティブがない状況にある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>医師法第 20 条</p> <p>診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>遠隔診療および予防的な遠隔医療であっても、対面診療に準ずる診療報酬等を定めるべきと考える。さらにそれらに必要な機材の購入、インフラ維持費等に対応する診療報酬等の加算も行うべきと考える。</p>